令 和 6 年 11月 26日
教育振興部教育指導課

児童・生徒への性暴力等を防止するための対策方針について

練馬区教育委員会は、練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会から受領した提言を踏まえ、児童・生徒への性暴力等を防止するための対策方針（以下、「対策方針」という。）を策定したため、下記の通り報告する。

今後、区立学校において対策方針に沿った取組を行っていく。

記

1　対策方針の策定日
令和６年10月25日

2　対策方針の柱
⑴　人権を基盤とした教育・研修プログラムの作成と継続的な実施
⑵　相談しやすい環境づくり
⑶　性暴力が疑われる場合の基本的な対応の徹底
⑷　性暴力が発生しない施設等管理の徹底
⑸　防止対策の検証

3　対策方針本文
資料４－２のとおり

4　対策方針取組スケジュール
資料４－３のとおり

令和 6 年 10 月 25 日
練馬区教育委員会

児童・生徒への性暴力等を防止するための対策方針

練馬区の小中学校において、令和 3 年度から 5 年度にかけて毎年連続して、教職員による児童・生徒への性暴力が発生した。言うまでもなく、教職員による性暴力は児童・生徒の権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に回復し難い重大な影響を与えるものであり、絶対にあってはならない。

令和 3 年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、性暴力防止に向けた対策が強化された。練馬区教育委員会においてもこれまで、教職員に対する研修を行い性暴力防止のための啓発を行ってきたにもかかわらず、こうした事態を招いたことは、これらの対策が教職員に十分に浸透していなかったことを意味する。

練馬区教育委員会はこれらの事態を重く受け止め、令和 5 年 12 月に「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置し、学識経験者を中心とした外部委員により性暴力を防止するための具体策について検討を行い、その結果を提言してもらうこととした。

令和 6 年 10 月 3 日、同特別対策委員会から「児童・生徒への性加害を生まない風土をどう醸成していけばよいのか」について、提言を受けた。

提言ではこれまで練馬区教育委員会が行ってきた対応について、評価をしていただいた部分もある一方、その対応が「人権」を基盤に置いたものでなければ形だけで終わり、児童・生徒を性暴力から守ることにはつながらない、という意見もいただいた。提言を踏まえて、練馬区教育委員会が今後、児童・生徒への性暴力を防止するため、これまで行ってきた「未然防止」、「早期発見」、「初期対応」等の施策をより実効性の高いものとするため、以下の取組を進めていく。

練馬区教育委員会は、これらの取組を継続的に実施するとともに、毎年改善し、教職員による性暴力の根絶を図る。そして児童・生徒の人権が大切にされ、安心安全に過ごすことのできる学校を目指し不退転の覚悟で臨む。

1　人権を基盤にした教育・研修プログラムの作成および継続的な実施

性暴力は人権問題であるという基本に立ち返り、練馬区独自の児童・生徒向け、および教職員向けの「人権を基盤にした教育・研修プログラム」を早期に作成する。プログラムに基づく児童・生徒を対象とした指導、および教職員を対象とした研修、保護者への意識啓発を令和 7 年度に開始し、その後も繰り返し実施することで、性暴力を生まない風土を醸成する。

2　相談しやすい環境づくり

性暴力は、誰にも相談できず一人で抱え込んでしまうことが多く、被害の申告を全て児童・生徒の自発性に委ねて解決することは困難である。校内の相談体制の見直しや令和 5 年 12 月に設置した区独自の「第三者相談窓口」をはじめとする校外の相談窓口の周知方法等の改善を図り、児童・生徒が少しでも相談しやすい環境づくりに取り組む。合わせて相談窓口職員の相談能力の向上に取り組む。

3　性暴力が疑われる場合の基本的な対応の徹底

既存の対応マニュアルには、校長による性暴力が想定されていなかったため、どの職層でも対応できるようにするとともに、被害者保護を最優先に行い、誹謗中傷などの二次被害を防ぐための情報管理を徹底するため、マニュアルを改訂し周知を行う。

4　性暴力が発生しない施設等管理の徹底

「性暴力等防止ポスター」の掲示、死角となる教室の点検、スマートフォン等の教室への持ち込み禁止等、現在行っている施設管理上の性暴力等防止対策について、教職員間で意識の共有を進めるとともに、教育委員会による定期的な点検を行いその実効性を高める。

5　防止対策の検証

令和 7 年度に第三者委員を含む「（仮）練馬区児童生徒への性暴力等防止対策評価委員会」を設置し、各取組の実施後の効果を毎年検証し、必要な改善を行う。

令和６年 10 月 25 日

「児童・生徒への性暴力等を防止するための対策方針」の取組スケジュール

	対策方針	令和６年度	令和７年度
1	人権を基盤にした教育・研修プログラムの作成および継続的な実施 **（新規）**	＜11 月上旬＞ ・プログラム作成委員会の設置 〔第１回委員会開催〕 ・提言および方針の理解 ・プログラム内容※の検討 ＜11 月～２月＞ 〔第２～４回委員会開催〕 ・プログラム内容の検討 ＜３月＞ ・プログラムに基づいた検証授業の実施 〔第５回委員会開催〕 ・プログラムの完成（初版） ・保護者向け啓発資料の完成 ※プログラムの内容（想定） (1)児童生徒向け教育プログラム (2)教職員向け研修プログラム (3)保護者向け啓発資料 (4)相談窓口職員向けプログラム	＜４月＞ ・校（園）長および全教職員を対象とした研修の実施 ＜５月＞〔性暴力等防止強化月間〕 ・保護者向け啓発資料の配布 ＜５月～６月＞ ・児童生徒向け教育の実施 ＜５月～７月＞ ・教務主任、生活指導主任、初任者向け研修の実施 ・人権担当教員向け研修の実施
2	相談しやすい環境づくり **（充実）**	＜12 月＞ ・被害者への支援に関する対応フローの作成	＜４月～７月＞ ・小学３、５年生および中学１年生のスクールカウンセラー等による全員面接の継続 ＜５月＞ ・区独自第三者相談窓口のチラシの配布 ・相談窓口職員との情報共有 ＜６，11，２月＞ ・生活アンケートに、性暴力等に関する項目の追加 ・生活アンケートの実施方法(回答時間、配付時説明、回収方法)の配慮 ＜７，12 月＞ ・全児童生徒への都相談シートの配付を継続
3	性暴力が疑われる場合の基本的な対応の徹底 **（充実）**	＜10 月＞ ・練馬区対応フローの改訂および周知	＜５月＞ ・練馬区対応フローの周知
4	性暴力が発生しない施設等管理の徹底 **（充実）**		＜４月＞ ・スマートフォン等の教室への持ち込み禁止の周知 ・「性暴力等防止ポスター」の掲示 ＜５月＞ ・空き教室など死角となりそうな場所を示した校舎図を作成 ・鍵の管理等の徹底 ※これらの対策について、教職員間で意識の共有を進めるとともに、教育委員会が定期的に点検を行い、校内環境の改善を図る。
5	防止対策の検証 **（新規）**		＜12 月＞ ・「(仮) 練馬区児童生徒への性暴力等防止対策評価委員会」による実施した取組の検証・評価 ＜１月～３月＞ ・評価に基づく改善策の検討・作成